

【米国】 PTAB の口頭審理、原則として対面形式で実施に

米国特許商標庁（USPTO）は、2025年9月1日より、特許審判部（PTAB）の口頭審理を原則として全件対面形式で実施する旨を公表しました。

従いまして、2025年9月1日以降は、正当な理由がない限り、口頭審理の際は、審判廷に出頭することが義務付けられます。

正当な理由とは、経済的困難、医療上の緊急事態等の出頭が困難な事情に限られます。一方の当事者がオンラインでの参加を認められた場合でも、相手方の当事者も自動的にオンラインでの参加が認められるわけではないことにご留意ください。

口頭審理は USPTO のいずれかのオフィス（サテライトオフィスを含む）で行われます。当事者は希望するオフィスを申請することができ、PTAB は可能な限り希望に応えるよう調整します。

一般の方は、PTAB の口頭審理をオンラインで公聴することができます。オンラインでも対面でも公聴を希望する場合は、審理の少なくとも 3 営業日前までに申請が必要です。

詳細につきましては、USPTO の以下 URL をご参照ください。

<https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-returning-person-ptab-hearings>